

平成30年10月19日
北海道管区行政評価局**未支給の年金・保険給付の請求時の第三者による証明に係る押印の取扱いについて
— 当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —**

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 ^{そねまさゆき} 曾根理之）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、新さっぽろ年金事務所に対して、改善に向けたあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

私の父が亡くなり、年金事務所に対し厚生年金保険に係る未支給の保険給付の支給の請求を行った。請求に当たり、「生計同一関係に関する申立書」の提出を求められたが、同申立書には「第三者による証明」欄があり、証明者の住所、氏名欄とともに押印欄が設けられ、押印欄の横に「本人自署の場合には押印省略可能」と注意書きされていた。

私は、この証明を、父が入院していた病院の担当者に記載してもらったが、担当者本人の自署であったため、押印を省略し同申立書を新さっぽろ年金事務所に提出した。

しかし、年金事務所から、会社（法人）による証明については、本人自署の場合であっても、押印が必要であると言われたため、再度、病院に出向いて押印してもらわざるを得ず、二度手間となってしまった。

会社（法人）の場合であっても、本人自署の場合は押印省略とするか、押印省略ができないのであれば、そのことがわかるような注意書きにしてほしい。

制度の概要

- 年金又は保険給付の受給権者が死亡した場合、その死亡した者にまだ支給されていない年金給付・保険給付（未支給年金等）がある場合、その者の配偶者等又は三親等内の親族であって、その者の死亡の当時にその者と生計を同じくしていたものは、未支給年金等の請求が可能
- 未支給年金等の請求に当たっては、生計同一関係を確認できる書類等が必要とされており、受給権者と生計を同じくしていた者の住所が住民票上異なっている場合は、第三者の証明書などの書類が必要
- 生計同一に関する認定書類として必要となる第三者の証明書については、日本年金機構が「生計同一関係に関する申立書」としてその様式を作成。当該様式に「第三者による証明欄」があり、証明者の住所欄、氏名欄、押印欄とともに「本人自署の場合には押印省略可能」と記載

- 一方、日本年金機構ホームページでは、会社（法人）・個人商店として証明を受ける場合には、その所在地・名称及び証明者の役職・氏名を明記の上、本人自署の場合であっても、社印・代表者印・私印のいずれかの押印が必要と記載

「生計同一関係に関する申立書」の様式(抜粋)	日本年金機構ホームページでの「生計同一関係に関する申立書」使用時の注意点
<p>6 第三者による証明欄</p> <p>平成____年____月____日</p> <p>上記 ① ～ ⑤ の事実と相違ないことを証明します。</p> <p>また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ <small>※ 本人自署の場合には押印省略可能</small></p> <p style="text-align: right;">日本年金機構理事長 殿</p>	<p>「生計同一関係に関する申立書」使用時の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者による証明欄において、会社（法人）・個人商店として証明を受けるに当たっては、会社（法人）・個人商店の所在地・名称及び証明者の役職・氏名を明記の上、本人自署の場合であっても、社印・代表者印・私印のいずれかの押印が必要となります。 日本年金機構ホームページから「生計同一関係に関する申立書」を印刷するに当たっては、証明の効力に疑義を生じないよう、必ず両面で印刷してください。

- (注) 1 「生計同一関係に関する申立書」の様式及び日本年金機構ホームページから抜粋した。
 2 「第三者」とは、民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、受給権者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含まない者を示す。
 3 赤枠は当局で付した。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 申立書の様式をみると、本人自署の場合には当然に押印しなくても良いと誤解されると思われるため、押印が必要な場合があることがきちんと解るように様式に記載するか、窓口において請求者に対してより丁寧な説明が必要ではないか。
- ② 現状、本人自署によるものであっても、個人の場合と法人等との場合で第三者による証明の押印の取扱いが異なっていることが国民に誤解を与える一因と考えられるため、国民負担の軽減や適正な支払の確保の観点を踏まえつつ、押印の取扱いについて、改めて整理する必要があるのではないか。



新さっぽろ年金事務所に対するあっせん要旨

新さっぽろ年金事務所は、以下の措置を講じる必要がある。

- ① 年金事務所窓口において、未支給年金等の請求者に対し、第三者による証明について、法人等として証明を受ける場合には本人自署であっても押印が必要である旨の周知を徹底すること
- ② 以下の事項について、日本年金機構本部に上申すること
- i) 現状、未支給年金等の請求に当たり、本人自署であっても、個人として証明を行う場合には押印省略が可能で、法人等として証明を行う場合には押印が必要とされている第三者による証明について、国民負担の軽減や適正な支払の確保の観点を踏まえつつ、押印の取扱いの考え方を整理し、その取扱いを統一するなど所要の措置を講じること
 - ii) 上記の結果を踏まえ、必要に応じ、申立書の様式を請求者に誤解を生じさせないよう改めること

【行政苦情救済推進会議とは】

■ 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公正な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置

■ 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年8月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

座長 曾根理之（弁護士）

中田和子（北海道女性団体連絡協議会会長）

原田伸一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）

神谷章生（札幌学院大学法学部教授）

宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科教授）

西田史明（札幌商工会議所中小企業相談所所長）

星 政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部

首席行政相談官 はぎわら 萩原

電話：011-709-1803（直通）

FAX：011-709-1842

E-mail：hkd32@soumu.go.jp

